

消費税がかかるのは事業所得だけ？

Q : 消費税は事業として行った取引に対して課税されるそうですが、個人事業者の場合、事業所得の収入だけが消費税の課税売上げになるといえることですか。

A : 事業所得に限らず、不動産所得・山林所得・譲渡所得などの中にも、消費税の課税売上げとなるものがあります。

【解説】

所得税では、業務から生じる所得を事業所得・不動産所得・山林所得などに区分して計算しますが、消費税ではこのような区分をせず、事業者が事業として対価を得て行う業務の全体をまとめて計算することとなっています。つまり、消費税という「事業」には、所得税という事業所得以外のものも含まれるというわけです。

したがって、例えば次のような収入も消費税の課税売上げとなりますので注意しなければなりません。

- ・不動産所得の収入のうち、店舗や事務所用として貸した場合の家賃収入
- ・譲渡所得の収入のうち、業務用の車両や機械などの売却収入

なお、個人事業者が家事用資産を売却しても「事業として」行ったものではないので消費税はかかりませんが、事業にも家事にも使っていた車両などを売却した場合には、合理的方法で区分して、事業用部分の金額だけを消費税の課税売上げとしなければなりません。

